## 通勤災害認定請求書

\*認定

		留り						
地方公務員災害補償基金青森県支部長様		請求年月日 令和〇〇年 12 月 13 日						
<u> </u>	77.5八日111月4日7月7十八日117日117日117日117日117日117日117日117日117日11	請求者の住所 ○○市○○丁目○○						
下記の災害については、通勤により生じ たものであることの認定を請求します。								
		ふりがな 名 <mark>八戸 二郎</mark>						
		被災職員との続柄 <mark>本人</mark>						
	所属団体名 ○○市	所属部局・課・係名(電話 9999-99-9999 ) ○○課 <u>庶務係</u>						
	共済組合員証・健康保険組合員証記号番号	〇〇〇〇 第 〇〇〇〇 号						
		☑男  □女						
1	ふりがな は500 U33 氏 名 <b>八戸 二郎</b>	<b>平成○○</b> 年 10 月 10 日生( 28 歳)						
被災職員に関する事項	職 名 <b>主事</b>	☑常 □令第1条職員						
	災害発生の日時 令和 〇〇 年 11 月	30 日 (水曜日) 午 8 時 5 分ごろ 後						
	災害発生の場所 ○○市○○町国道 4 号線上							
	傷病名 <b>頸椎捻挫</b>							
	傷病の部位及びその程度							
	頸部 約3週間の通院加療を要する。							

* 受 理	令和	年	月	日	* *	令和	年	月	日
* 通 知	令和	年	月	日	認定	□公務	5 上	□公務	务 外

## [注意事項]

- 注意事項

  1 請求者は、\*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
  2 「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、消防士等と記入すること。
  3 「通勤」とは、職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい(公務の性質を有するものを除く。)、職員が、この往復の経路を逸脱し、又はこの往復を中断した場合においては、その逸脱又は中断の間及びその後の往復は、上記の通勤には該当しないこと。
  ただし、その逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、その逸脱又は中断の間を除き、この限りでないこと。したがって、「2 災害発生の状況等」の欄には、災害が上記の通勤により生じたものであることが明らかになるよう、その状況を記入すること。
  4 「2 災害発生の状況等」又は「\*5 任命権者の音具」の欄の記入に当たって見ば正見ばた思いましまけ、大規則には、「□」

- その小パを記入すること。
  「2 災害発生の状況等」又は「\*5 任命権者の意見」の欄の記入に当たって別紙用紙を用いるときは、本欄には「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めること。
  「2 災害発生の状況等」の(1)の欄には、災害が出勤の際に生じたものである場合は、勤務開始(予定)時刻を、災害が退勤の際に生じたものである場合は、勤務終了の時刻を記入すること。また、(2)の欄は、災害が出勤の際に生じた場合に、(3)の欄は、災害が退勤の際に生じた場合にそれぞれ記入すること。
  「\*3所属部局の長の証明」の欄の証明が困難である場合の取扱いは、地方公務員災害補償基金に相談すること。

## 欄外〔注意事項5〕により必ず記入してください マタ

を で 乙山							
を で 乙山							
を で 乙山							
で 乙山							
で 乙山							
きてく							
上で							
1 及び2 については、上記の通りであることを証明します。 令和○○年 12 月 15 日 所 在 地 ○○市○○丁目1の1 所属部局の 名 称 ○○課							
加害報告書 ☑ <b>☑</b> 経路図 □ X 線写真							

- 7 「\*5任命権者の意見」の欄中 □ には、下記の9種類の区分番号を記入すること。
  1 義務教育学校職員 2 義務教育学校職員以外の教育職員 3 警察職員 4 消防職員
  5 電気・ガス・水道事業職員 6 運輸事業職員 7 清掃事業職員 8 船員 9 その他の職員
  8 「\*5任命権者の意見」の欄中 □ には、下記の16種類の区分番号を記入すること。
  01 医師・歯科医師 02 看護師 03 保健師、助産師 04 その他の医療技術者
  05 保育士・児童自立支援専門員・寄宿舎指導員等 06 船員
  07 タイピスト・キーパンチャー08 電話交換手 09 調理員
  10 道路補修員 11 特別支援学校教員 12 特別支援学校教員以外の教育公務員 13 警察官 14 消防吏員
  15 清掃業務員 16 その他の職員